運 営 規 程

松園グループホーム・スカイ (指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽晴会が開設する松園グループホーム・スカイ(以下「事業者」という)が 行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の事業(以 下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を 定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な 運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)のお客様意思及び 人格を尊重し、お客様の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防 認知症対応型共同生活〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症であるお客様が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴,排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように援助するものである。
 - 2 事業所は、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、お客様の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるようお客様の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - 1 名 称 松園グループホーム・スカイ
 - 2 所在地 三沢市松園町二丁目7番7号

(職員の職種、員数及び勤務内容) ※ 2025年 4月 1日 現在

- 第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、次の通りとする。
- (1)管理者 1名 (常勤職員)(計画作成担当者と兼務)
 - この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2)計画作成担当者 1名 (管理者と兼務) 指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症共同生活介護]計画を作成する。
- (3) 介護従業者 6名

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供に当たる。

(入所定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の利用定員は、 9名とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第6条 指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活] 施設を利用する場合は、認知症の状態にあることを確認できる主治医等の診断書を提出すること。
 - 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕サービスを利用する場合は、利用者及びその家族は各種法令等及び次に定める事項等を遵守して快適な共同生活を保つように努める。
 - (1) 他の利用者の日常生活に迷惑、危害を及ぼさないように留意すること。
 - (2) 所持品及び衣類は清潔を保つこと。
 - (3) 嗜好品、器物の購入、あるいはこれらを持ち込む場合は、事前に届け出ること。
 - (4) 日常生活に危害を及ぼすと認められる器物は所持せず、あるいはこれらを持ち込まないこと。

(介護の内容及び利用料その他の費用の額)

- 第7条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の通り行う。
 - (1) 入居者の生活時間帯は、午前6時00分~午後9時00迄
 - (2) 介護
 - (3) 食事の提供
 - (4) 日常生活習慣支援
 - (5) 健康管理
 - (6) 教養娯楽及びレクリエーション
 - (7) 園芸療法
 - (8) 回想法
 - 2 指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活] を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、収入によって該当する方は、2割または3割の額とする。負担割合は、市町村より交付されている「介護負担割合証」に基づく。
 - 3 前項の他、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとする。
 - (1) 食事材料費 1,600円 (日額)
 - (2) 居室代 24,500円(月額) トイレ付29,500円(月額)
 - (3) 光熱水費 350円 (日額) 暖房費 (10月~4月) 5,000円 (月額)
 - (4) 理美容代、実費負担とする。
 - (5) オムツ代は実費負担とする。
 - (6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用 実費
 - ・日用品費(歯ブラシ、入浴用品、化粧品、タオル、ティシュペーパー等)
 - ・クラブ活動の材料費
 - ・医療に要する費用
 - ・インフルエンザ等の予防接種費用及び診断書料等
 - ・私物のクリーニング料 (事業所でクリーニングできないもの)
 - ・その他、入所者に負担させることが適当と認められるもの
 - (7) 金銭管理・保全サービス費 月額3,000円

- 4 前項の他、次の各号に掲げる費用の額を入所者から受けることができる。
 - 一 外出支援サービスに要する費用
 - (1) 外出支援で送迎の要請があった場合、片道15km未満 600円
 - (2) 外出支援で送迎の要請があった場合、片道15km以上 1,000円
- 5 前第1項各号に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用者に急変が生じた場合及びその他緊急事態が生じた必要な場合は、速やかに、主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

(協力機関)

- 第9条 当該認知症対応型共同生活介護事業を行うにあたり、次の関係機関と協力、連携し、支援 体制の確立を図るものとする。
 - 2 みさわクリニック、第二黒田歯科診療所、三沢聖心会病院、三沢市立病院を協力病院とし、 施設利用者の健康保持のために必要な治療等について、受診、往診あるいは入院等が随時 受けられるようにする。
 - 3 利用者に健康上の急変があった場合は、三沢市立病院と連絡をとり、救急治療あるいは緊 急入院が受けられるようにする。
 - 4 松園ケアラウンジ・スカイ及び松園デイサービス・スカイと連携し、施設設備の供応、業務の共同化等により管理体制の支援を図る。
 - 5 三沢老人ホームと連携し、職員研修、重介護者の異動等運営体制の支援を図る。
 - 6 介護受付センター及び三沢介護支援センター、あるいは他の居宅介護支援事業所と、保健 医療機関への対応等が円滑に行われるように連携を図る。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に務めます。
 - 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上の避難、その他必要な研修及び訓練を実施します。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に務める。

(苦情処理)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供に係るお客様及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し、誠意をもって苦情解決に努めることとする。施設に目安箱を設置する。
 - 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介

護] に係るお客様からの苦情に対して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、 国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要 な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、お客様又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイ ダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得たお客様又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてお客様又は家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、お客様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所に、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 当事業所では、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者(入居者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを 市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第15条 当事業所の従業者は、サービス提供にあたってお客様又は他のお客様の生命、又は身体 介護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行わな い。施設内に設置の身体的拘束等適正化検討委員会が、お客様自身又は他のお客様の 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う必要があると判断した 場合には、施設の「身体的拘束等適正化指針」に基づき、お客様又は身元引受人等に 連絡し、身体拘束等を行う理由・方法・時間・期間等を口頭及び文書により説明し同 意を得ることとする。
 - 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともにその結果について、

介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクシャル ハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為により、 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるも のとします。

(地域との連携)

- 第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
 - 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] の提供にあたっては、お客様、お客様の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。) を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を 公表するものとする。

(認知症ケアに関する事項)

- 第18条 当事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。
 - 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活 介護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以 下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるもの とする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性向上に資する 取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)を定期的に開催するものとする。 (その他運営についての留意事項)

- 第21条 事業所は、全ての認知症対応型共同生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容と する。
 - 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護] に関する記録を整備し、サービス計画の記録については当該計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護 [指定介護予防認知症対応型共同生活介護]のサービスの提供を終了した日から10年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽晴会と事業所の 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。 この規程は、平成20年11月 1日から施行する。 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成23年10月 1日から施行する。 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。 この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。 この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。 この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規程は、2019年 4月 1日から施行する。

この規程は、2019年 5月 1日から施行する。 この規程は、2020年10月 1日から施行する。 この規程は、2021年 4月 1日から施行する。 この規程は、2022年 4月 1日から施行する。 この規程は 2024年 4月 1日から施行する。 この規程は 2024年11月 1日から施行する。 この規程は 2025年 4月 1日から施行する。